



JT11

# マイナンバー(個人番号)のお知らせ



## マイナンバーカード(個人番号カード) 交付申請のご案内

日本語以外の言語による詳細についてのご案内は、6ページをごらんください。  
For more information in other languages, please see page 6.

### 「個人番号通知書」をお届けします!

令和2年6月10日発行  
〇〇市長

**個人番号通知書**

個人番号 **1234 5678 9012**

氏名 番号 太郎

生年月日 令和2年6月1日

○ 本通知書はあなたの個人番号(マイナンバー)をお知らせするためのものです。

○ 本通知書は「マイナンバーを証明する書類」や「身分証明書」としては利用できません。「マイナンバーを証明する書類」が必要な場合には、マイナンバーカードをご提示いただくか、マイナンバー入りの住民票の写しまたは住民票記載事項証明書をご提出ください。

○ 本通知書の再発行は行いません。

マイナンバーカードの申請について

○ マイナンバーカードの申請にはスマートフォンやタブレットによるオンライン申請が便利です。顔写真データをご準備のうえ、右記のQRコードを読み取ってください。

○ 郵送によりマイナンバーカードを申請する場合には、同梱の封筒と交付申請書をご利用ください。その他の申請方法については同梱のパンフレットをご確認ください。

※ なお、マイナンバーカードを申請した場合、申請状況の問い合わせに必要なあなたの申請書IDは【1234 5678 9012 3456 7890 123】です。

○ マイナンバーカードの受け取りには本人確認が必要ですが、申請時に本人確認を行う場合には、本通知書を提示することで、手続きが簡素化できる場合があります。マイナンバーカードの申請に関する詳細については、同梱のパンフレットまたはマイナンバーカード総合サイト (<https://www.kojinbango-card.go.jp/>) をご覧ください。

お問い合わせ先: 0120-95-0178  
(マイナンバー総合フリーダイヤル)

平日9時30分~20時00分  
土日祝9時30分~17時30分  
(年末年始を除く)

視覚障がい者用  
音声コード

### 1 あなたにマイナンバーを通知するためのものです。

- の番号はあなたのマイナンバー(個人番号)です。
- マイナンバーは、職場や、行政手続、一部の金融取引などの際に提示を求められます。
- 個人番号通知書は「マイナンバーを証明する書類」や「身分証明書」として利用することはできません。  
**マイナンバーカードのお早めの申請をおすすめします!**
- 「マイナンバー制度」については、2ページをごらんください。

#### 【注意事項】

- ・提示を求められることができる者(国の行政機関や地方公共団体、勤務先、金融機関など)以外は、マイナンバーの提示を求めてはならないとされています。
- ・マイナンバーを、みだりに他人に知らせないようにしましょう。Facebook、LINE、TwitterなどのSNS(ソーシャルネットワークワーキングサービス)への掲載もしないでください。

### 2 マイナンバーカードを申請することができます。

- 「マイナンバーカード」については、3ページ以降をごらんください。

# もっと便利に、暮らしやすく「マイナンバー制度」

マイナンバーは、社会保障、税、災害対策の3分野で活用され、さまざまなメリットをもたらします。



## Before

## After

### 国民の利便性の向上

みなさんの手続きが大変

みなさんの行政手続きがラクに!

もう~! 申請ごとに提出書類が多いし、申請場所も違って大変!

手続きが楽になって便利だー!

マイナンバーを提示することで添付書類が減ったねー!



### 公平・公正な社会の実現

本当に支援が必要な人は誰?

必要な人に必要な支援を!

うーん... 書類上では問題ないのよね

本当に必要な人に支援が届けられる!

生活が苦しい... どうすればいいの

悪いことはできないなあ

支援が受けられる! これから頑張るわ!

本当は受給資格はないんだけど



### 行政の効率化

行政の仕事に時間がかかる

事務処理がスムーズで時間も短縮!

もう~! この書類、全部チェックするの?

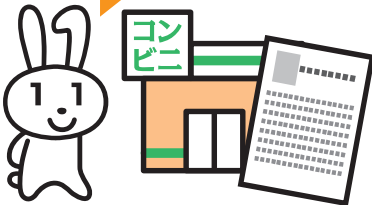
膨大な量のペーパーを見なくてよくなったわー!



# 「メリット」いっぱい「マイナンバーカード」

マイナンバーカードを申請し取得することで、暮らしが便利になります。

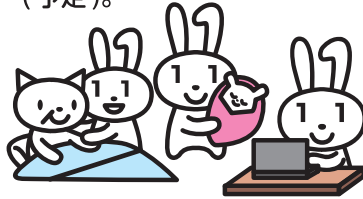
各種証明書を  
コンビニで取れる！



※市区町村によってサービス  
内容が異なります。  
※毎日 6:30~23:00 と  
なります。

スマホ・パソコン  
でラクラク

- ・オンラインで確定申告ができる。
- ・子育てをはじめとする行政手続きができる。
- ・健診結果や医療費が確認できる（予定）。



民間の  
オンラインサービス  
でも使える！

ICチップの電子証明書  
で本人確認ができる！  
書類郵送などの手間  
がかかりません！



健康保険証として  
使えるようになる！



2021年3月  
からスタート！



e-Taxも、もっと便利に！

PCとICカードリーダーが  
なくても、いつでもどこでも、  
スマートフォンで所得税申告が  
できます。



スマホで、  
マイナポータルでの  
電子申請が  
もっと便利に！



マイナンバーカードを読み取る  
スマートフォンの機種が今後  
ますます増えます。

## マイナンバーカードとは？

交付手数料は**無料**！

対面（おもて面）でもオンライン（うら面）でも使える公的な身分証明書です。  
マイナンバーの他に、氏名・住所・生年月日・性別が記載されています。

おもて 顔写真付き！  
対面での身分証明書に！



なりすましはできません。

顔写真入りのため、  
対面での悪用は困難です。

プライバシー性の高い  
個人情報は入っていません。

ICチップ部分には、  
税や年金などの個人情報は  
記録されません。

うら ICチップ付き！  
オンラインでの身分証明書に！



電子証明書を使うため、  
オンラインでの利用には  
マイナンバーは  
使われません。

マイナンバーを  
見られても悪用は困難です。

マイナンバーを利用するには、  
顔写真付き身分証明書などでの  
本人確認があるため、悪用は困難です。

※マイナンバーカードの有効期限は、マイナンバーカード発行の日から20歳以上の場合は10回目の誕生日、20歳未満の場合は5回目の誕生日までです。（外国人住民の方（特別永住者、永住者及び高度専門職第2号を除く）のマイナンバーカードの有効期限は、在留期間の満了日等までです。）

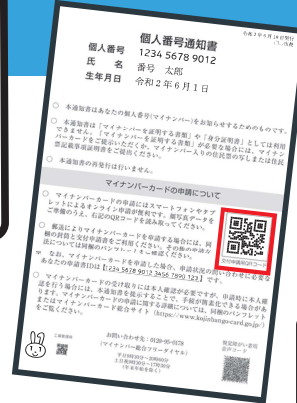
※電子証明書の有効期限は、電子証明書発行の日から5回目の誕生日までです。

# マイナンバーカードの申請方法

マイナンバーカードの申請方法は、次の4つの方法から選べます。

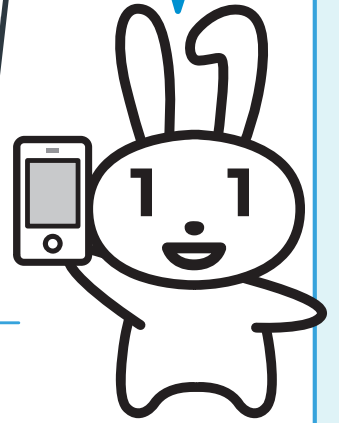


## スマートフォン



個人番号通知書

半分近くの人がスマートフォンやパソコンからの申請なんだって!



- 1 スマホで顔写真を撮影
- 2 スマホで個人番号通知書のQRコードを読み取る
- 3 申請用WEBサイトでメールアドレスを登録
- 4 申請者専用WEBサイトのURLが届いたら、顔写真を登録、必要事項を入力して申請完了



## パソコン

- 1 カメラで顔写真を撮影
- 2 申請用WEBサイトでメールアドレスを登録
- 3 申請者専用WEBサイトのURLが届いたら、顔写真を登録、必要事項を入力して申請完了



## 郵便

- 1 同封の交付申請書に必要事項を記入
- 2 6か月以内に撮影した顔写真を貼り付ける
- 3 同封の返信用封筒に入れて郵送し、申請完了



## 証明用写真機



- 1 タッチパネルから「個人番号カード申請」を選択
- 2 撮影用の料金を投入して、個人番号通知書のQRコードをバーコードリーダーにかざす
- 3 画面の案内にしたがって、必要事項を入力
- 4 画面の案内にしたがって、顔写真を撮影して送信し、申請完了

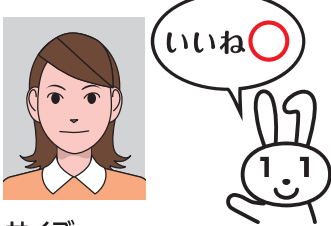
市区町村によっては、無料の顔写真撮影、申請補助を行っています。

また、申請時に窓口等で本人確認を行えば、本人限定受取郵便等でマイナンバーカードの受け取りができます。

まずは、お住まいの市区町村にご確認ください。

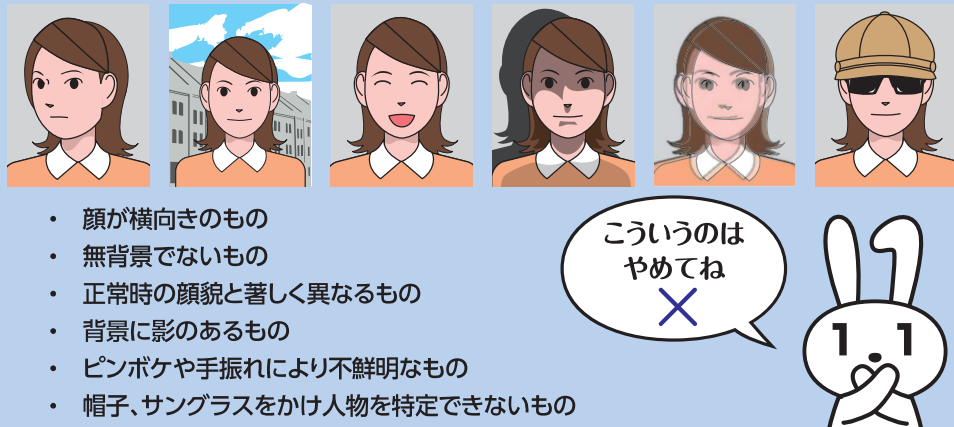
## 【顔写真のチェックポイント】

審査により顔写真が適切と判断できない場合は、不備通知によりお知らせしますので適切な顔写真により再申請をお願いします。



サイズ  
(縦 4.5cm×横 3.5cm)

- ・ 最近6か月以内に撮影
- ・ 正面、無帽、無背景のもの
- ・ 裏面に、氏名、生年月日を記入してください。



- ・ 顔が横向きのもの
- ・ 無背景でないもの
- ・ 正常時の顔貌と著しく異なるもの
- ・ 背景に影のあるもの
- ・ ピンボケや手振れにより不鮮明なもの
- ・ 帽子、サングラスをかけ人物を特定できないもの

● 宗教上又は医療上の理由により、顔の輪郭が分かる範囲で頭部を布などで覆う写真を使用する方や、乳幼児、障がいのある方又は寝たきりの方等、やむを得ない理由により適切な規格の写真を撮影できない場合、**下記のいずれかのご対応をいただくことで使用可能**といたします。

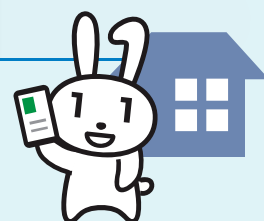
- ・ お住まいの市区町村に電話し、または来庁して、個人番号通知書に記載された申請書IDを伝えてください。
- ・ 同封の交付申請書の表面の氏名欄に**理由**を記載して、交付申請書を送付ください。
- ・ 個人番号カードコールセンターに電話して、申請書IDを伝えてください。

## マイナンバーカードの受け取り手順

### 1 はがきが届く

マイナンバーカードの申請後、交付場所などをお知らせする交付通知書(はがき)が概ね1か月ほどで申請者のご自宅に届きます。

※マイナンバーカードの申請が一定期間内に集中したり、市区町村の窓口が混雑している場合には、これ以上のお時間をいただくことがあります。



### 2 交付場所へ行く

交付通知書(はがき)の記載内容をご確認の上、必要な書類をお持ちになり、期限までに、交付場所にご本人がお越しください。

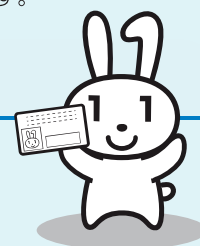
※15歳未満の者又は成年被後見人には、その法定代理人が同行してください。

※新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、地域の状況に応じた交付期限が設定される場合があります。

### 3 暗証番号を設定し受け取る

交付窓口で本人確認の上、暗証番号を設定していただくと、マイナンバーカードが受け取れます。

暗証番号を  
忘れないようにね!



# マイナンバーカードの詳細はこちら

公式サイト

マイナンバーカード総合サイト

検索

<https://www.kojinbango-card.go.jp>



お問合せ

マイナンバー総合フリーダイヤル

マイナンバー

☎ 0120-95-0178

平日 9時30分～20時00分(年末年始を除く)

土日祝 9時30分～17時30分

マイナンバーカードの紛失・盗難などによる一時利用停止については、24時間365日受け付けます。

※一部IP電話等で上記ダイヤルに繋がらない場合は、050-3818-1250 におかけください。

外国語対応



- Please direct any inquiries in English to the following number. For details, you can also check the website.
- 如使用中文进行咨询，请拨打以下号码。详情也可访问主页进行确认。
- 如果您想使用中文洽詢，還請撥打以下電話專線聯絡，謝謝。詳細資訊請參閱網站。
- 한국어로 문의하시는 경우 이하의 전화번호로 연락주시요. 상세한 사항은 홈페이지에서 확인할 수 있습니다.
- Para informes en español, diríjase al número de teléfono indicado a continuación. También encontrará información detallada en la página web.
- Favor entrar em contato no número de telefone abaixo para consultas em português. Maiores detalhes podem ser consultadas também na homepage.
- This telephone number is toll-free corresponding to English, Chinese, Korean, Spanish and Portuguese.

Tel : 0120-0178-27 URL: <https://www.kojinbango-card.go.jp>

## 総務省・地方公共団体情報システム機構 (J-LIS)

Japan Agency for Local Authority Information Systems

地方公共団体情報システム機構 (J-LIS) は、都道府県・市区町村が共同して運営する組織です。  
このご案内は、J-LISが全国の市区町村長から委任を受けてお送りしています。